

届出保育施設立入調査結果(作成日 令和7年6月26日)

施設名	保育園 Family Family きらきら
設置者、設置者法人番号	株式会社 ファミリーサービス(4140001061271)
立入調査実施日	令和7年2月26日

指摘事項

指摘内容	改善状況
児童の入所時健康診断について <p> 児童の入所時健康診断を実施していなかった。利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後の日までに実施し、記録を保管すること。施設において直接実施できない場合は、診断日が上記の健診対象期間内である健康診断書又は母子手帳の写しの提出を保護者から受けること。 </p>	改善済

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容	改善状況
安全管理について <p> 施設内巡回時において確認された以下の点について、安全上の観点から改善策を講じること。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳児保育室内に直径2cm程度のマグネットが使用されていた。球形の場合直径4.5cm以下、球形でない場合直径3.8cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。 ・ 3歳児保育室、5歳児保育室内にある低位置のコンセントについて、コンセントキャップ等の感電防止策が講じられていなかった。児童の手が届く位置にあるコンセントには感電事故防止の措置を講ずること。 ・ 3歳児保育室内にあったスプレー容器について、外観からは内容物が判別できなかった。誤った使用を防止するため、容器に内容物を表示すること。 ・ 3歳児保育室内において、児童の手の届くところにアルコール消毒液が置いてあった。誤飲や眼に入る事故の防止の観点から、消毒液は使用しないときは児童の手の届かないところに保管し、保育者の見守りの中で使用すること。 	改善済
衛生管理について <p> 施設内巡回時において確認された以下の点について、衛生上の観点から改善策を講じること。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童用トイレに職員用の共用の手ふきタオルが掛けてあった。食中毒・感染症予防のため、手ふきタオルは共用しないこと。 ・ 2歳児保育室に温度計及び湿度計が設置されていなかった。保育室内の温度・湿度は感染症予防の見地から重要であるため、温度計及び湿度計により温度・湿度の管理を行うこと。（「保育所における感染症対策ガイドライン」における保育室環境の目安は、室温：夏26～28℃、冬20～23℃、湿度：60%） 	改善済

給食について	給食について、午前10時40分頃に完成し、提供時間が正午頃になる場合があるが、喫食までに冷蔵、温蔵、再加熱等ができていないおかげがあるとのことであった。調理後30分以内に喫食できるように調理時間を見直すこと。調理後30分以内に喫食できない場合は、冷蔵、温蔵または再加熱等の食中毒予防対策を行い、調理後2時間以内に喫食すること。	改善済
調乳室について	調乳室内に絵本や児童の連絡帳等が置かれていた。調乳室は清潔区域として、清潔を保持するため、調乳等に不要なものは置かないこと。	改善済
児童の定期健康診断について	児童の定期健康診断について、検査項目の記載に漏れがあったため、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。 ＜漏れがあった検査項目＞ 眼の疾病及び異常の有無 口腔の疾病及び異常の有無	改善済
安全計画について	安全計画について、策定のうえで職員間での周知は行われていたが、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知がなされていなかった。適切な方法により、保護者に対し周知を行うこと。 なお、安全計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う必要があることに留意すること。	改善済
救命処置の訓練について	職員に対する救命処置の訓練を令和6年12月に実施したとのことであったが、実施記録がなかった。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施し、今後の救命処置に活かせるよう、訓練の状況、訓練の結果判明した課題等をまとめた記録を作成し、振り返りができるように整理しておくこと。	改善済
避難消火等の訓練について	避難訓練は毎月実施されていたが、消火訓練が実施されていない月があった。消火訓練についても毎月1回以上実施し、適切に訓練の記録を残すこと。また、以下の点に留意すること。 ・訓練に参加した職員数、実施時間も記録することが望ましい。 ・訓練は午前10時から11時頃に実施しているとのことであったが、午後からなど様々な時間帯に実施することが望ましい。	改善済
施設及びサービスに関する内容の掲示について	施設内に掲示している施設及びサービスに関する内容について、以下の事項に漏れがあるため、追記すること。また、掲示場所が下駄箱の上方であり、見えにくいいため、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示すること。 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	改善済